

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区に常時勤務する職員で、次に掲げるもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の給与に関する条例第22条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に<u>準ずる</u>職員で区長が定めるもの</p> <p>〔略〕</p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員の定年等に関する条例(昭和59年墨田区条例第3号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、<u>その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者</u>で墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>~ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の給与に関する条例第22条に定める給与を支給される職員のうち、その勤務形態が前号の職員に<u>準じる</u>職員で区長が定めるもの</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員の定年等に関する条例(昭和59年墨田区条例第3号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、<u>これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者</u>で墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>~ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。